道路インフラの維持管理に関する話題

国土交通省　九州地方整備局
九州道路メンテナンスセンター長
後川　英樹

令和8年11月10日

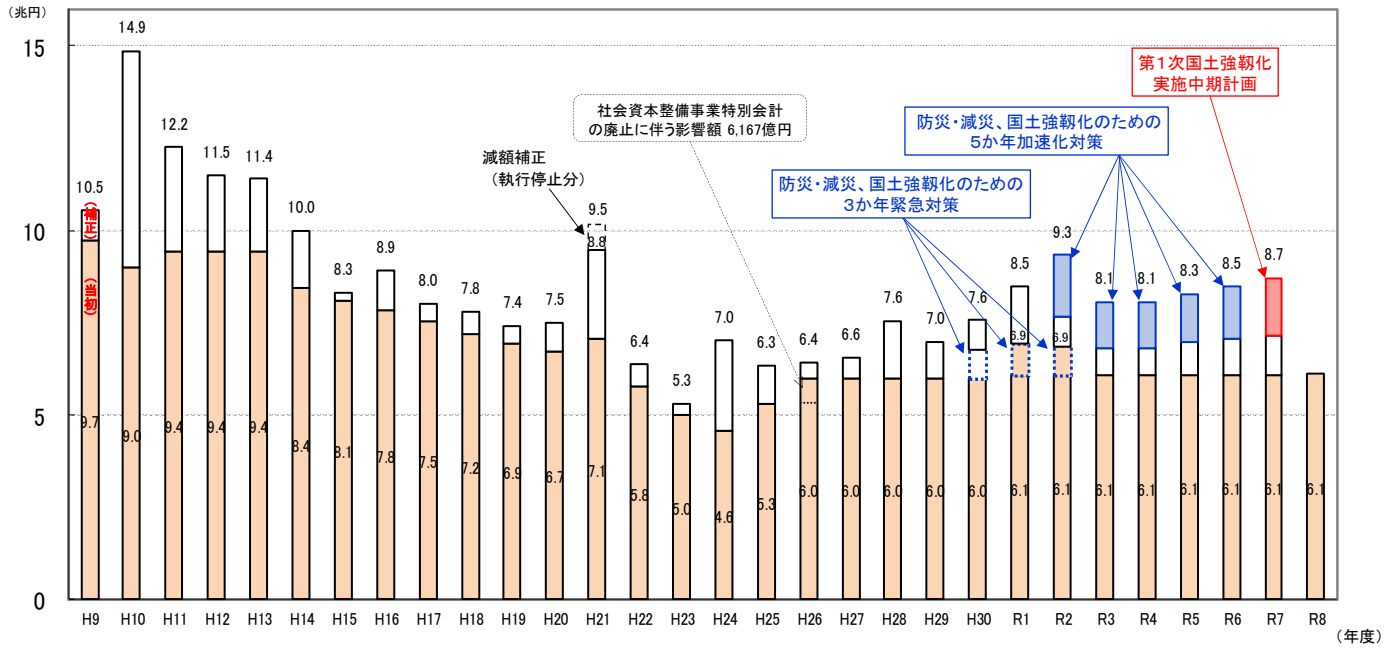
国土交通省

目次

1. 令和8年度道路関係予算の概要
2. 最近の動向（更なるメンテナンスの取り組み）
3. 点検及び修繕等の措置状況
4. 新技術を活用した定期点検
5. 予防保全型メンテナンスへ
6. 九州道路メンテナンスセンターの紹介

1．令和8年度道路関係予算の概要

公共事業関係費（政府全体）の推移



※ 本表は、予算額ベースである。
※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額（6,825億円）が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。
※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
※ 平成26年度当初予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額（6,167億円）を含む。
※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の1～5年目分は、それぞれ令和2～6年度の補正予算により措置されている。
なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）、
令和6年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（3,000億円）及び緊急防災枠（2,500億円）を含む。
※ 令和3年度当初予算額（6兆549億円）は、デジタル庁一括計上分（145億円）を公共事業関係費から行政経費に組替えた後の額である。
※ 令和4年度当初予算額（6兆574億円）は、デジタル庁一括計上分（1億円）を公共事業関係費から行政経費に組替えた後の額である。
※ 令和5年度当初予算額（6兆801億円）は、生活基盤施設耐震化等交付金（202億円）を行政経費から公共事業関係費に組替えた後の額である。
※ 令和6年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業（500億円）を含む。
※ 令和7年度補正予算については、GX経済移行債で実施する事業（750億円）を含む。

R8道路関係予算

国土交通省

（単位：億円）

事項	事業費	対前年度比	国費	対前年度比
直轄事業	16,022	1.00	16,022	1.00
改築その他	10,109	0.99	10,109	0.99
維持修繕	4,768	1.03	4,768	1.03
諸費等	1,145	1.03	1,145	1.03
補助事業	8,821	1.00	5,123	1.00
高規格道路、IC等アクセス道路その他	4,595	0.99	2,546	0.99
道路メンテナンス事業	4,016	1.01	2,312	1.01
除雪	211	1.05	140	1.05
補助率差額	―	―	125	0.92
有料道路事業等	32,825	1.25	120	1.00
合計	57,668	1.13	21,265	1.00

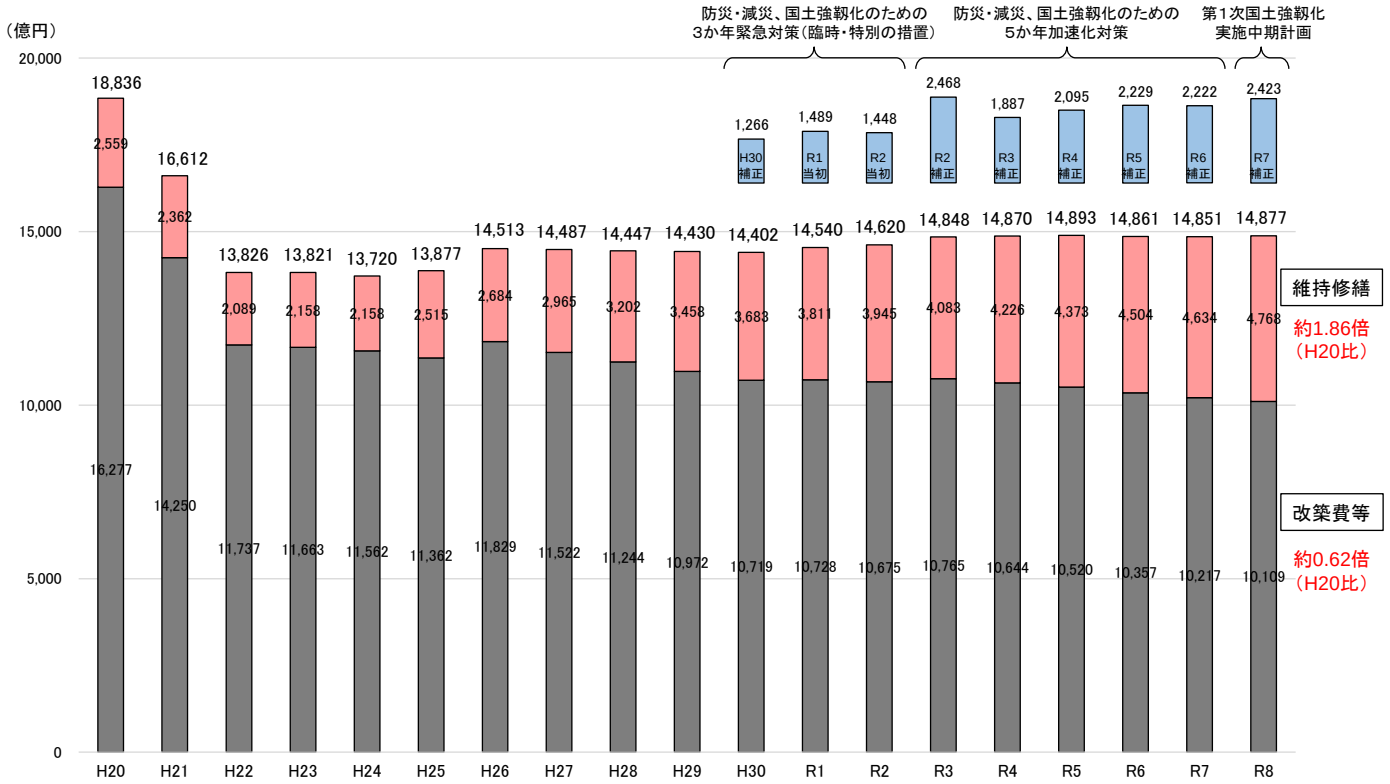
[参考] 公共事業関係費（国費）：61,078億円[対前年度比1.00]

注1．直轄事業の国費には、地方公共団体の直轄事業負担金（2,908億円）を含む。
注2．四捨五入の関係で、表中の計数の和が一致しない場合がある。

※ 上記の他に、令和8年度予算において防災・安全交付金（国費8,529億円[対前年度比1.01]）、社会資本整備総合交付金（国費4,597億円[対前年度比0.94]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。なお、令和7年度における社会資本整備総合交付金（道路関係）の交付決定状況（12月末時点）は、防災・安全交付金：国費3,037億円、社会資本整備総合交付金：国費1,252億円である。
※ 上記の他に、東日本大震災からの復旧・復興対策事業として、令和8年度予算において社会資本整備総合交付金（国費13億円[対前年度比0.05]）があり、地方の要望に応じて道路整備に充てることができる。
※ 上記の他に、直轄道路（権限代行区間を含む）に係る災害復旧事業費（国費36億円）等がある。
※ 上記の他に、行政部費（国費7億円）およびデジタル庁一括計上分（国費11億円）がある。

道路関係直轄予算の推移

国土交通省



※通常予算は、諸費等を除く（H20年度は、H21年度の諸費の割合と同割合として算出）
※東日本大震災復興・復旧に係る経費を除く
※防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策における令和5年度補正には、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応分を含む。
※防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策における令和6年度補正には、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応分及び緊急防災分を含む。
※第1次国土強靭化実施中期計画における令和7年度補正は、実施中期計画第4章「推進が特に必要となる施策」分である。

第１次国土強靭化実施中期計画（道路関係）

国土交通省

○ 気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害、切迫する大規模地震や急速に進む施設の老朽化等に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、高規格道路ネットワークの対災害性強化や老朽化対策等の抜本的な対策を含めて、防災・減災、国土強靭化の取組の更なる加速化・深化を図ります。

道路ネットワークの機能強化対策

高規格道路の未整備区間の解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進

＜達成目標例＞
高規格道路の未整備区間約6,000km（令和2年度末時点）整備完了率
6%【R5】→19%【R12】

【道路ネットワーク強化事例】



新宮紀宝道路【令和6年度開通】

【4車線による効果事例】



被害のない2車線を活用し、交通機能を確保

道路施設の老朽化対策

持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、修繕が必要な道路施設の対策を集中的に実施

＜達成目標例＞
要対策橋梁（国及び地方管理）約92,000橋（令和5年度末時点）修繕完了率
55%【R5】→80%【R12】

【橋梁の老朽化事例】



床版鉄筋の露出

【舗装の老朽化事例】



アスファルト路盤の損傷

渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止対策

通行止めが長期化する渡河部の橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の災害リスクに対し、洗掘・流失対策等を推進

【橋梁流失防止対策事例】



橋梁架け替えの対策事例

電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化対策

電柱倒壊による道路閉塞を未然に防ぐため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を実施

【台風等による電柱倒壊状況】



千葉県館山市

道路の法面・盛土の土砂災害防止対策

災害直後からの応急活動を支援するために、緊急輸送道路の法面・盛土の土砂災害防止対策を推進

【法面・盛土対策事例】



盛土対策の例（ふとんかご）

道路システムのDXによる道路管理及び情報取集等の体制強化対策

遠隔からの道路状況の確認等、道路管理体制の強化や、AI技術等の活用による維持管理の効率化・省力化を推進

【道路システムDXによる事例】



AIによる画像解析技術の活用

＋（以下3施策は、実施中期計画より新たに追加）

道路の雪寒対策等

積雪により交通障害が発生する危険性が高い箇所において、大雪時の道路交通確保体制強化(消融雪施設や除雪機械整備等)、雪崩対策や地吹雪対策などを推進

【雪寒対策の事例】



雪崩対策の例（雪崩防止柵）

道路（道の駅）における防災拠点機能強化

「道の駅」等の防災機能強化を図るとともに災害時にも活用可能なAIカメラや高付加価値コンテナ等の設置等、災害対応の体制構築を推進

【防災拠点対策の事例】



高付加価値コンテナの設置

道路橋梁等の耐震機能強化

切迫する大規模地震に備えるため、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震補強等を推進

【橋梁の耐震化対策事例】



耐震補強例（釜石高架橋）

国土交通省

2. 最近の動向（更なるメンテナンスの取り組み）

道路の老朽化対策に関する取組みの経緯

国土交通省

○笹子トンネル天井板落下事故[H24.12.2]

○トンネル内の道路附属物等の緊急点検実施[H24.12.7] ：ジェットファン、照明等

○道路ストックの集中点検実施[H25.2～] ：第三者被害防止の観点から安全性を確認

○道路法の改正[H25.6] ：点検基準の法定化、国による修繕等代行制度創設

○定期点検に関する省令・告示　公布[H26.3.31] ：5年に1回、近接目視による点検

○道路の老朽化対策の本格実施に関する提言[H26.4.14]

○道路メンテナンス会議　設立[H26.4～] ：地方公共団体の取組みに対する体制支援

○定期点検要領　通知[H26.6.25] ：円滑な点検の実施のための具体的な点検方法等を提示

○定期点検に関する省令・告示　施行[H26.7.1] ：5年に1回、近接目視による点検開始

○定期点検要領　通知[H31.2.28] ：定期点検の質を確保しつつ、実施内容を合理化

○定期点検要領　通知[R6.3.27] ：定期点検の質の確保（健全性の診断に係る技術的根拠、記録の合理化）

今後も必要に応じ改定

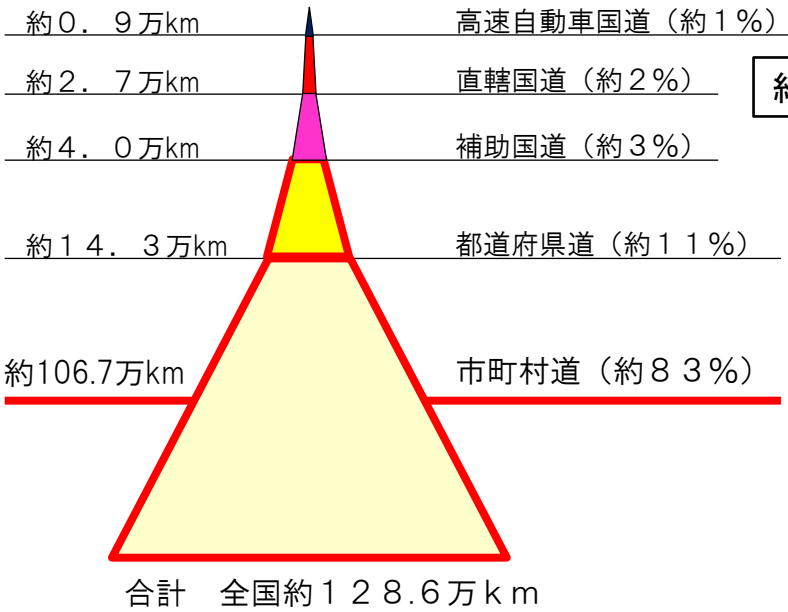
2.5分野
定期点検開始
1巡目(H26-H30)
2巡目(H31-R5)
3巡目(R6-R10)

道路種別と道路延長割合《全国》

国土交通省

日本の道路の総延長は約129万kmであり、橋梁は約73万橋、トンネルは約1．2万箇所存在し、大部分は地方公共団体が管理

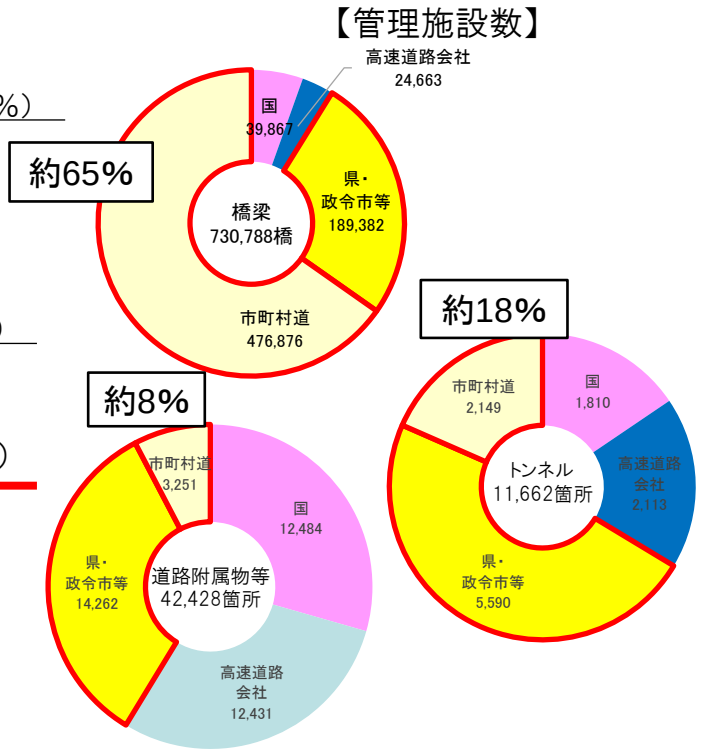
＜日本の道路種別と延長割合＞



合計　全国約１２８.６万ｋｍ

道路統計年報2025より（R6.3.31現在）
※総延長で集計
※各延長の総和と合計が四捨五入の関係で一致しない場合がある

【管理施設数】

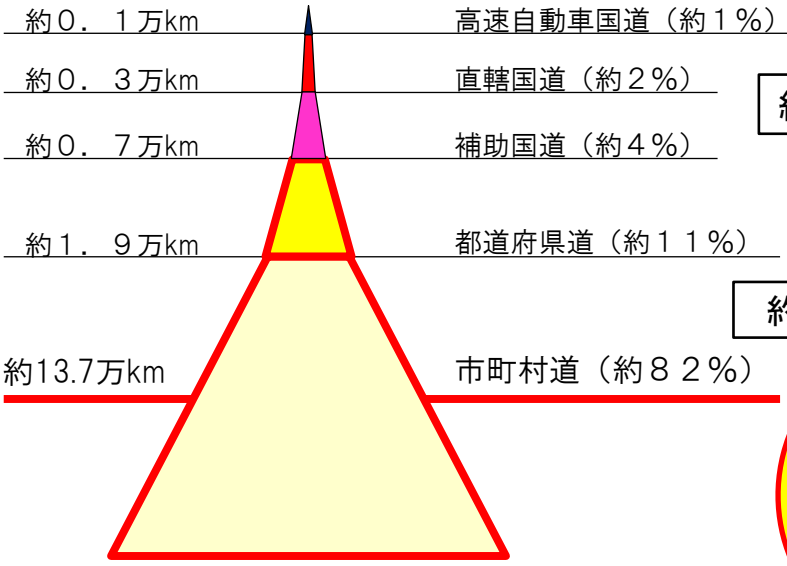


出典：道路メンテナンス年報（令和8年8月）より作成

道路種別と道路延長割合《九州》

九州には道路橋が約11万橋、道路トンネルは約1，800箇所存在
このうち、約1，800箇所のトンネルの約8割にあたる約1，400箇所が市町村道に存在

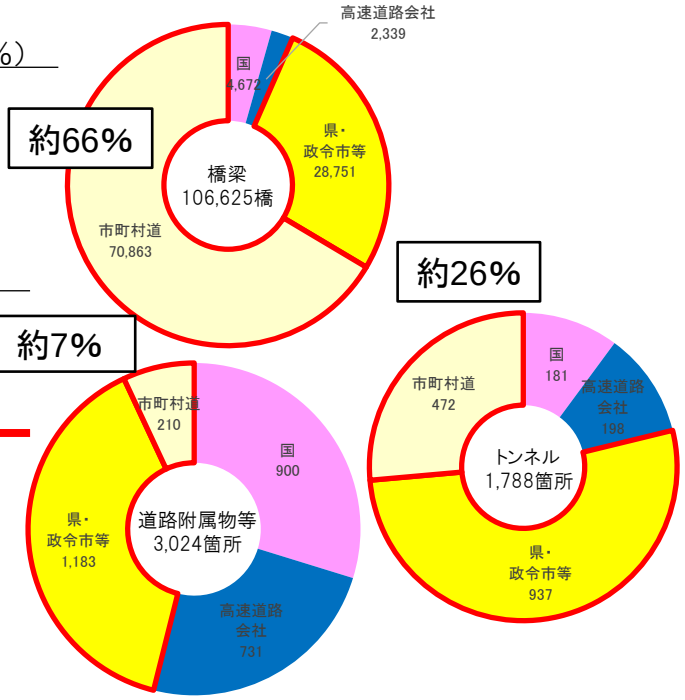
＜九州の道路種別と延長割合＞



合計　九州約１６．６万ｋｍ

道路統計年報2025より（R6.3.31現在）
※総延長で集計
※各延長の総和と合計が四捨五入の関係で一致しない場合がある

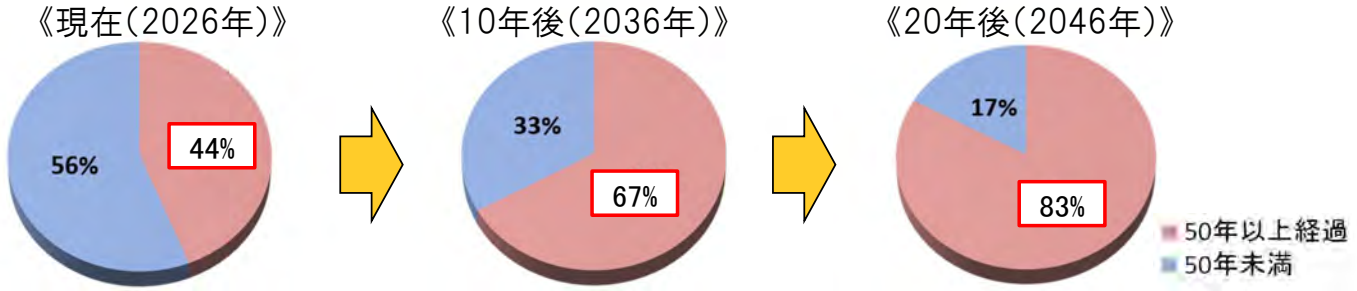
【管理施設数】



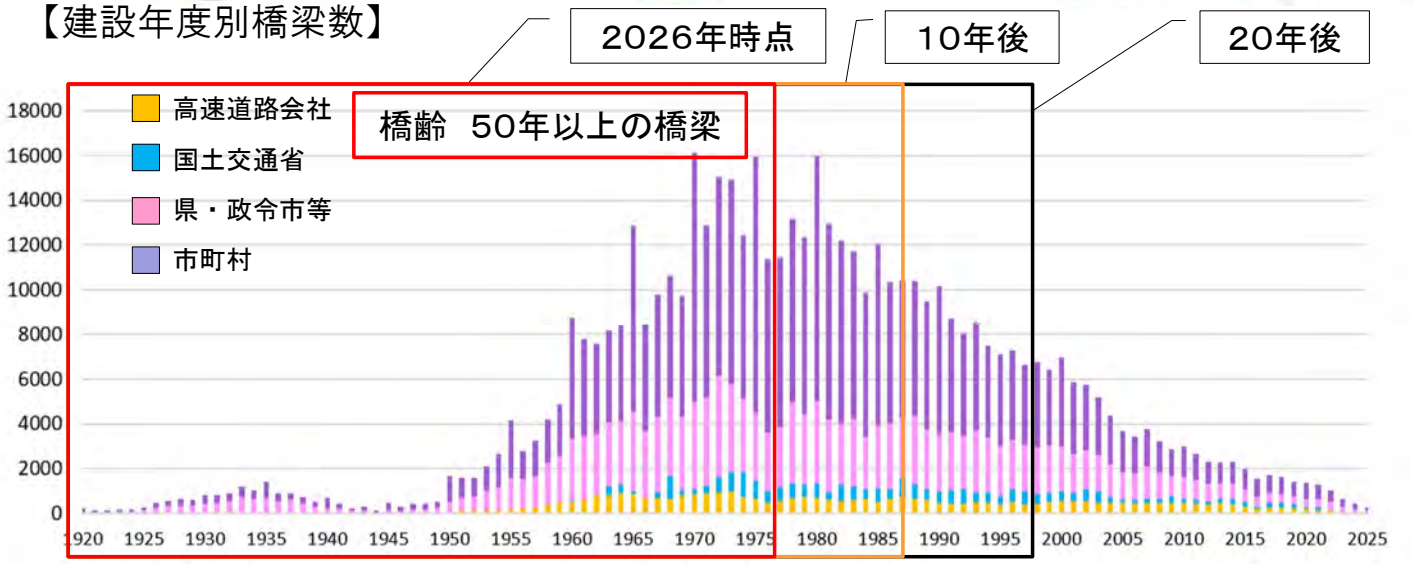
出典：道路メンテナンス年報（令和8年8月）より作成

建設年度別の橋梁数《全国》

【建設後50年以上経過の橋梁（橋長2m以上）の割合】



【建設年度別橋梁数】

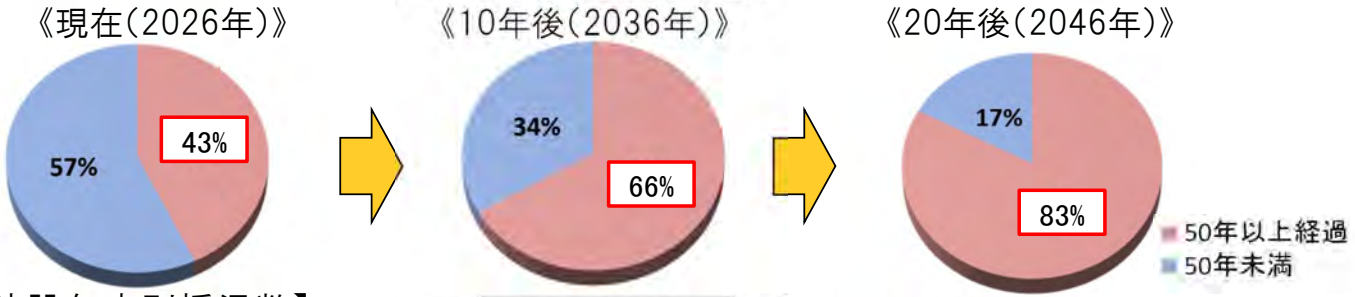


出典：道路メンテナンス年報（令和8年8月時点）　※建設年次が不明な橋梁を除く

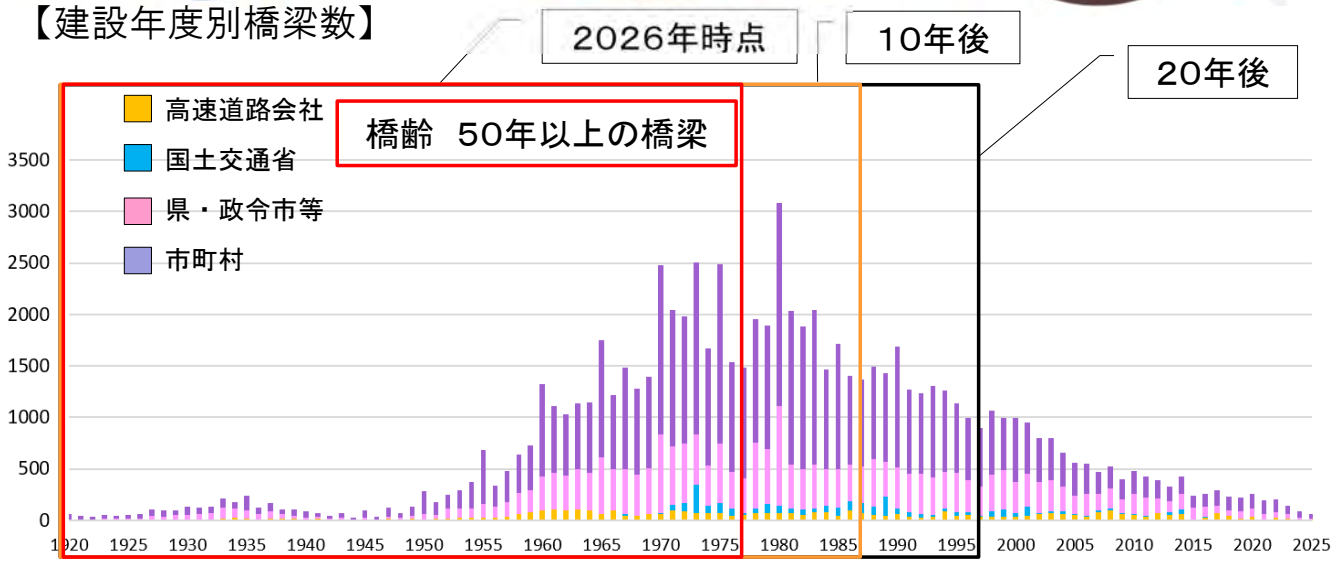
建設年度別の橋梁数《九州》

国土交通省

【建設後50年以上経過の橋梁（橋長2m以上）の割合】



【建設年度別橋梁数】



出典：九州地方整備局調べ（令和8年8月時点）　※建設年次が不明な橋梁を除く

埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた道路管理者の対応

国土交通省

○地下施設の老朽化等が起因となる道路陥没事故を未然に防ぐため、道路管理者と占用者の連携・連帯による道路地下空間マネジメントの実現に向けた取組を推進

埼玉県八潮市の道路陥没事故概要



現地写真（令和７年１月30日）

■事故を受けての対応（道路管理者）

令和7年３月	地下占用物連絡会議を設置
３月～	直轄国道下における陥没リスク調査（路面化空洞調査）
7月	省令を改正し、道路管理者が道路占用者に対して占用物件の安全性や点検結果等について報告を求める旨規定
11月・12月	道路分科会基本政策部会において検討
12月	下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会 第３次提言まとめ

道路地下空間マネジメントの実現に向けた取組

■地下に埋設された施設の適切な管理のため、排水施設を含む道路管理施設の点検等、維持管理の規定を検討

■占用申請時に、点検計画等を審査する仕組みや、占用工事完了後に占用物件の位置等を示す竣工図面を道路管理者に提出する仕組みを検討

■道路管理者と占用者が連携し、空洞や路面変状の把握等を行う仕組みを検討

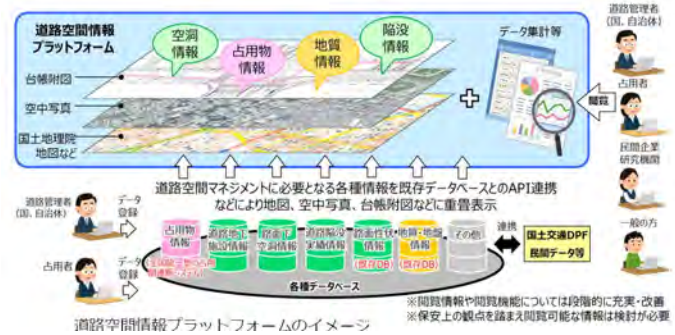


路面下空洞調査の実施イメージ



支障物による埋設位置を変更したイメージ

■道路施設、占用物、路面下空洞、地質等の各種情報を地図上で重畳表示可能にするプラットフォームの構築に向けた検討を推進



道路空間情報プラットフォームのイメージ

下水道法等の一部を改正する法律案

国土交通省
R8.3.27閣議決定

背景・必要性

○ 令和７年１月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。

○ 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。

⇒ **強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。**



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

１．安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

①確実な老朽化状況の把握 【下水道法】

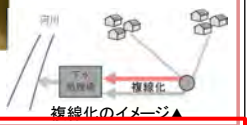
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表　※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

②下水道の戦略的な再構築 【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



◂ドローンを活用した点検・診断のイメージ



複線化のイメージ▲

③道路管理者との連携強化 【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

２．道路地下空間の安全性確保

①道路占用者と道路管理者の連携強化 【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設　※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

②占用許可制度の見直し 【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

３．下水道マネジメントを支える基盤の強化

①下水道の基盤強化・広域連携の推進 【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

②下水道区域の見直し 【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備



▲広域連携のイメージ

【施行期日】 公布の日から６月以内施行

メンテナンスサイクルを回す取組み（支援）

国土交通省

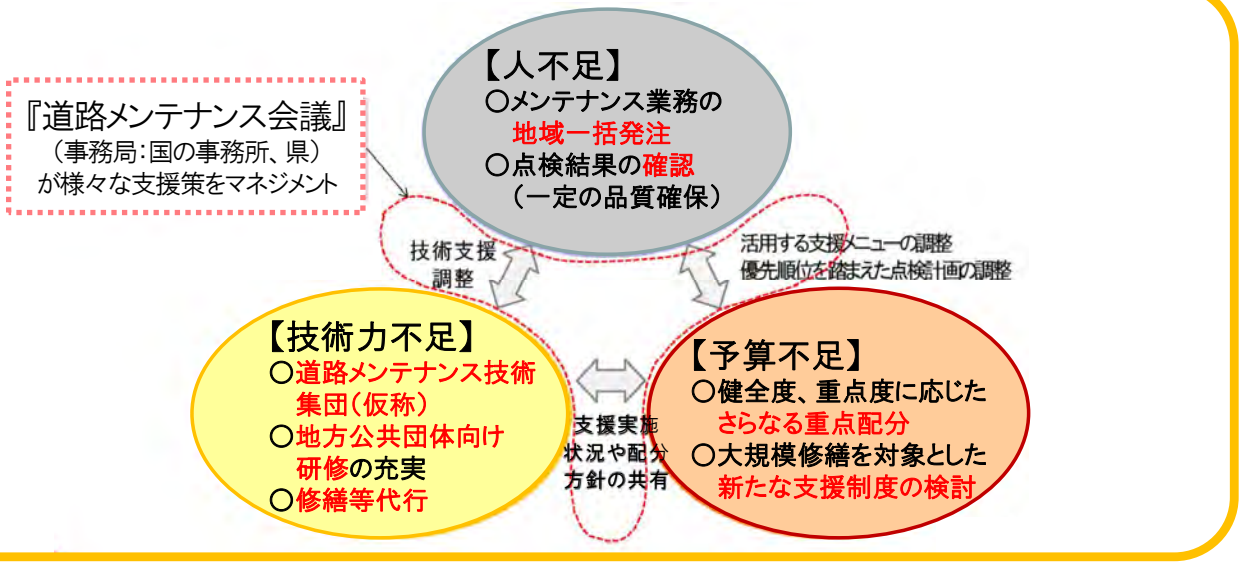
◇現状の問題点

地方公共団体における三つの課題（人不足、技術力不足、予算不足）により、点検が進まない、点検結果の妥当性確認ができない、適切な修繕等が実施できない

◇道路メンテナンス会議の設立の目的

国が各都道府県と連携して、確実に定期点検等を実施するための支援方策を検討するとともに、それらを調整することを目的とする

定期点検等を確実に実施するための概念図



メンテナンスサイクルを回す取組み（トピック）

国土交通省

➢ 道路管理者と地下占用事業者が、相互の点検計画や点検結果を共有するほか、道路陥没を防ぐ取組の情報共有などを行う場を、道路メンテナンス会議の下部組織として設置。

道路と交差等※する施設 ／ 道路管理者（道路法）	道路（道路法）				その他		
	高速会社管理道路	直轄管理道路	公社管理道路	都道府県・市町村管理道路	鉄道	跨道橋（鉄道除く）	地下占用物
高速会社	道路メンテナンス会議【都道府県単位で設置済み】				道路鉄道連絡会議【メンテ会議の下部組織】	跨道橋連絡会議【メンテ会議の下部組織】	地下占用物等連絡会議【メンテ会議の下部組織】
直轄	＜事務局＞国道事務所				＜事務局＞国道事務所	＜事務局＞国道事務所	＜事務局＞国道事務所
公社							
都道府県市区町村							

※ 交差の他、縦断的に重なる施設を含む

道路メンテナンス事業補助制度

国土交通省

制度概要
道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物
橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業
修繕、更新、撤去※
※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
※新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むもの

追加要件（令和8年度）
長寿命化修繕計画に集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を記載

優先支援事業（令和8年度）
・新技術等を活用する事業※1
・『地域インフラ群再生戦略マネジメント』（広域連携・多分野連携）や包括的民間委託により実施する事業※2
※1 コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
※2 公表された実施方針に基づき実施する事業

事業イメージ
➢ 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
➢ 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率
国費：５．５／１０×δ　（δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用
国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画



出典：国交省HPより

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援

国土交通省

□ 背景・概要　今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用、地域インフラ群再生戦略マネジメント※や包括的民間委託など効率的なメンテナンス事業の促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①「新技術等の活用促進」

優先支援対象

コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来　近接・野帳の記入が必要

ボートによる近接目視



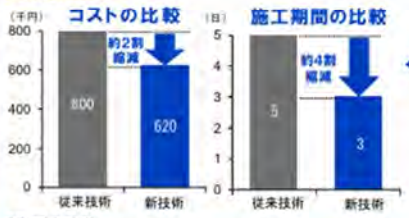
新技術　近接・野帳の記入が不要

点検ロボットカメラによる写真撮影



※「点検支援技術性能カタログ」に掲載されている技術等の活用

効果の試算



・点検ロボットカメラによる写真撮影と画像処理による損傷図作成
・橋上や地上から損傷の把握が可能であり、損傷状況スケッチ・野帳への記入、損傷図作成に係るコストや施工期間の縮減、安全性の向上が図られる

優先支援②「群マネ※や包括的民間委託の促進」

優先支援対象

公表された実施方針に基づき、群マネ（広域連携・多分野連携）や包括的民間委託（道路分野・単独自治体）により実施する事業



群マネ（広域連携・多分野連携）イメージ



（注）道路メンテナンス事業補助制度充当範囲は補助対象事業のみ

包括的民間委託（道路分野・単独自治体）イメージ



※『地域インフラ群再生戦略マネジメント』（通称 群マネ）とは、複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え、効率的・効果的にマネジメントを行う考え方

出典：国交省HPより

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進

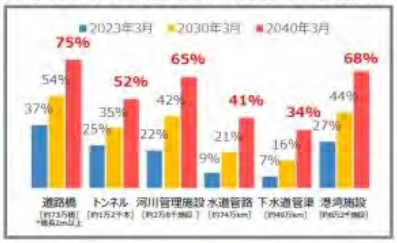
「群マネの手引き」公表の記者発表資料（R7.10.14）

国土交通省

○ 技術系職員が限られる中でも、的確なインフラメンテナンスを確保するため、**複数自治体のインフラや複数分野のインフラを「群」として捉え**、効率的・効果的にマネジメントしていく「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進。

［インフラメンテナンスを巡る課題］

＜建設後50年以上経過する社会資本の割合＞



＜市区町村における技術系職員数＞

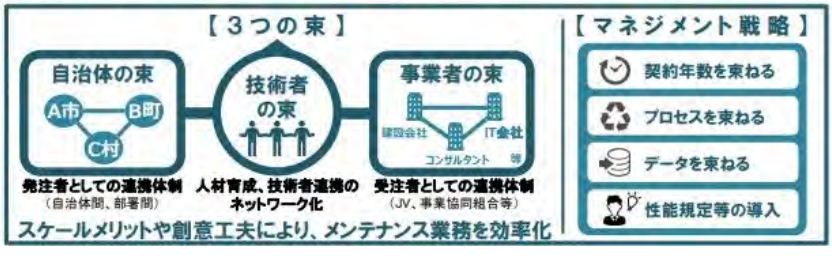


※地方公共団体定員管理調査結果（R6.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を対象に集計。

※技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

［地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の概要］





［施策検討と全国展開の流れ］

- **R4.12**　国土交通大臣＊1への提言手交
- **R5.8**　群マネ検討会＊2の設置
- **R5.9**　群マネモデル地域の公募
- **R5.12**　群マネモデル地域の選定
- 群マネ検討会にて、先行事例調査やモデル地域における試行等をもとに議論
- **R7.10**　「群マネの手引きVer.1」の公表
- ●「群マネの手引きVer.1」を用いた普及活動（自治体説明会等）
- ●「群マネの手引きVer.2」の策定に向けて、既存事例が乏しいスキームを含めた更なる議論

＊1：社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会『総力戦で取り組むべき次世代の「地域インフラ群再生戦略マネジメント」～インフラメンテナンス第2フェーズへ～』

＊2：「地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会」及び「地域インフラ群再生戦略マネジメント実施手法検討会」

地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）の推進

「　群マネの手引き」　公表の記者発表資料（R7.10.14）を一部加工

国土交通省

○「群マネの手引きVer.1」では、群マネの概念や期待される効果を紹介した上で、群マネの類型や先行事例、実施プロセス、計画策定の考え方等を解説することで、導入検討から実践までサポート。



手引きの詳細や最新情報は【群マネ特設HP】へ

目　次

1 インフラメンテナンスの　見える化　―　全国や自分のまちはどういう状態？
- 全国の 見える化
- 自治体毎の 見える化

2 群マネのコンセプト　―　「群マネ」ってなに？
- インフラメンテナンスの現場の苦悩
- 群マネの概念と目指す姿
- 先行事例における効果の声
- 群マネ と 束

3 群マネのメニュー　―　「群マネ」の具体例はある？
- 群マネの類型
- 先行事例（広域連携 多分野連携 プロセスの束）
- キーワード解説

4 群マネの実施プロセス　―　具体の一歩をどう踏み出せばよい？
- 標準的なステップ
- 各ステップのQ&A
- 群マネを進める上での心得
- 先行事例におけるエピソード（苦労話など）

5 群マネの計画策定　―　「群マネ」を進めるために何を決める？
- 群マネの計画策定で検討すべき項目
- 自治体計画への位置づけ方法

6 人の群マネ（技術者の束）　―　「群マネ」の素地 はどのように作る？
- 人の群マネ について
- 全国や各地域の取組例

「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」について

国土交通省

○　インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項 を「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」として整理し、令和5年3月に公表。
○　地方公共団体、特に人員・予算等に大きな課題を抱える市区町村において各種インフラの維持管理業務を担う職員を読者として想定。

手引きの記載と活用イメージ



○ インフラの維持管理・更新等における包括的民間委託の導入に当たり工夫・留意すべき基本的な事項を整理
○　地域によりインフラの維持管理を取り巻く環境は大きく異なることから、**地域の実情に応じた形で進めることも必要**

包括的民間委託の必要性や効果について、関心はあるものの詳しく知らず、どのような形で検討を始めればよいかわからない

インフラ維持管理等の効率化について課題を認識しているものの、包括的民間委託の導入について、具体的な進め方がわからない、又は庁内での合意形成が難しい

包括的民間委託導入について、他地方公共団体等の事例を知りたい

1. はじめに
2. 手引きの活用方法
3. 包括的民間委託導入の必要性等
（1）市区町村が抱えるインフラの維持管理に関する課題等
（2）包括的民間委託の概要
（3）包括的民間委託の効果
（4）包括的民間委託の導入状況等
4. 導入プロセス
（1）導入プロセスの概要
（2）導入可能性調査段階
（3）業務発注段階
（4）業務実施段階
5. 参考事例
（1）国内事例
（2）海外事例
6. あとがき
7. 巻末資料

道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」について

●平成26年度に、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、各都道府県毎に「道路メンテナンス会議」を設置しています。

●また、地方公共団体からの様々な要請およびご相談に対応するため、平成31年度より、順次、全国各地に「道路メンテナンスセンター」を設置していますので、従来の道路メンテナンス会議の活用に加え、地方公共団体向けの道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」としてご利用ください。

＜道路メンテナンスに関する「総合相談窓口」一覧＞

地方整備局等	部署	電話番号
北海道開発局	建設部 道路維持課 （保全担当） 建設部 地方整備課	011-709-2311
東北地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当） 東北道路メンテナンスセンター	022-225-2171 022-352-3811
関東地方整備局	道路部 道路管理課 道路保全企画室 関東道路メンテナンスセンター	048-601-3151 048-729-7780
北陸地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当）	025-370-6744
中部地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当） 中部道路メンテナンスセンター	052-953-8176 052-722-7108
近畿地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当） 近畿道路メンテナンスセンター	06-6942-1141 072-800-6222
中国地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当） 中国道路メンテナンスセンター	082-221-9231 082-824-3460
四国地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当）	087-811-8325
九州地方整備局	道路部 道路管理課 （保全担当） 九州道路メンテナンスセンター	092-476-3533 092-409-1508
沖縄総合事務局 開発建設部	道路管理課 （保全担当）	098-866-1915

※管轄エリアの地方整備局等にお問い合わせください

＜相談内容の例＞

- 地方公共団体職員等を対象とした研修・講習会
- 道路構造物保全に関する技術相談
  （技術的助言、直轄診断・修繕代行など）
- 道路メンテナンスに関する技術基準等の紹介
- 点検支援技術性能カタログ等の新技術のご案内


（研修実施状況）


（現地点検の技術支援）


（直轄診断状況）


（直轄診断後自治体に説明する様子）

連携協力道路制度の創設

○ 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設

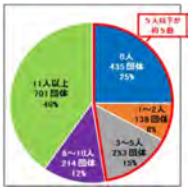
背景・必要性

○ 建設後50年以上を経過する道路橋やトンネルの割合は加速度的に増加

○ **市区町村の技術系職員の減少が顕在化**

○ 道路が災害発生時も含めて機能を発揮するための持続的なインフラ管理が課題

《市区町村における技術系職員数》※1、※2



《市区町村における職員数の推移》※1



※1：地方公共団体定員管理調査結果（R5.4.1時点）より国土交通省作成。なお、一般行政部門の職員を集計の対象としている。
※2：技術系職員は土木技師、建築技師として定義。

○ 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、戦略的にマネジメントする

「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」の取組が進められている

- 令和5年12月には11地域40自治体が群マネモデル地域として選定
- 338自治体が包括的民間委託の導入の意向等がある

【群マネのイメージ】



○ 複数市区町村で効率的な維持管理や修繕等を進めるにあたっては、足場の占用、巡回での落下物の処理、放置車両の移動等において、**別途、本来道路管理者の意思決定が必要**


足場の占用


巡回における落下物処

改正概要

連携協力道路制度の創設

- 隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する道路について、関係する複数の道路管理者が協議して別にその管理の方法を定めることにより、当該道路の道路管理者以外の道路管理者が維持、修繕その他の管理を行うことができることとする
- 当該協議により分担すべき費用の額及び分担方法を定めることができることとする

連携協力道路制度ガイドラインの策定

○ 連携協力道路制度ガイドラインでは、主にメンテナンス業務を対象に手続きの方法や内容等、本制度の具体的な運用について解説し、他自治体が本制度を活用して道路の点検や修繕等を円滑に代行できるようにサポート



目　次

連携協力道路制度とは ---- 3　どんな制度？
連携協力道路制度の活用メリット ---- 4　制度を使うメリットは？
連携協力道路制度の主な活用場面 ---- 5　制度を使う場面は？
活用場面の具体例 ---- 6
連携協力道路制度の実施プロセス ---- 10　制度を使うには何をしたらいい？
権限代行範囲の決定 ---- 11　他の自治体にどこまで任せる？
協定書の作成 ---- 14　自治体間の協定はどう結ぶ？
連携協力道路制度の運用 ---- 15　制度を実務でどう運用する？
連携協力道路制度　Q&A ---- 17
付録 ---- 19　道路法の関係条項や協定書のひな型は？

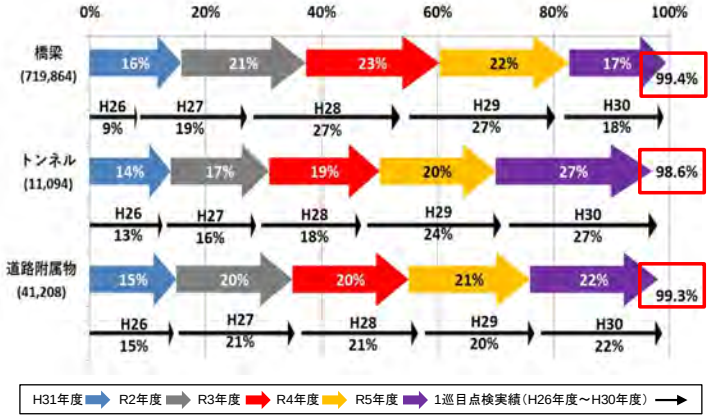
3. 点検及び修繕等の措置状況（道路メンテナンス年報より）

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　2巡目（2025年度）《全国》

国土交通省

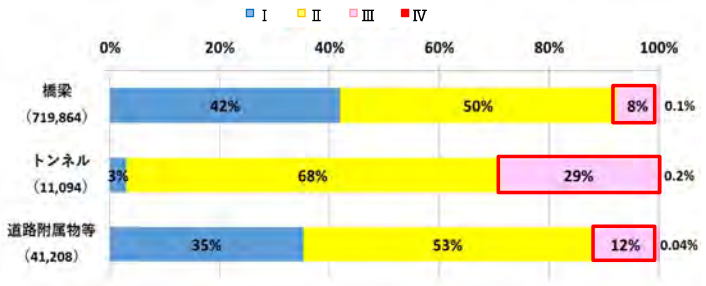
○全国の全道路管理者の2巡目点検の点検実施状況は、橋梁：99.4%、トンネル：98.6%、道路附属物等※：99.3%。
○全国全道路管理者の2巡目（平成31年−令和5年度）点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：8%、トンネル：29%、道路附属物：12%。

2巡目点検の点検実施状況（全国版）



※（）内は、平成31～令和5年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

2巡目点検の点検結果（全国版）



※（）内は、平成31～令和5年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

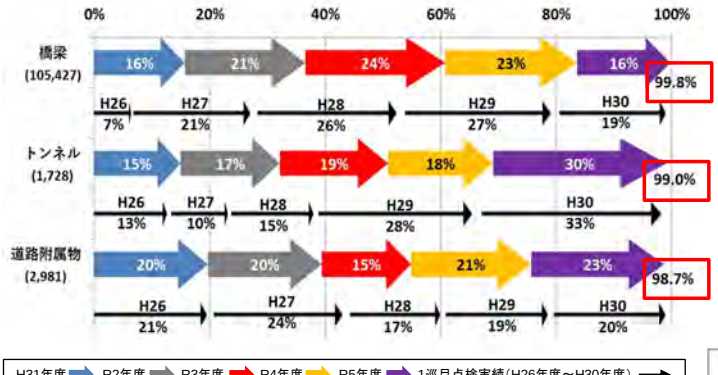
出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果　2巡目（2025年度）《九州》

国土交通省

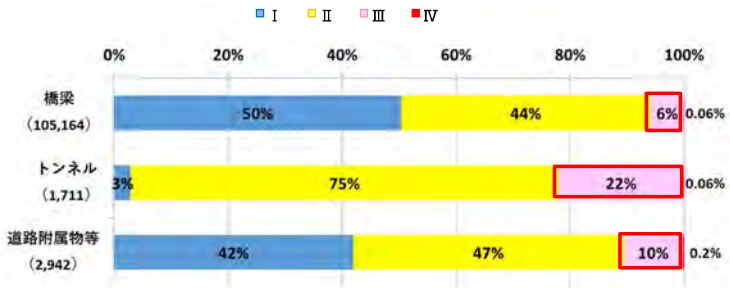
○九州の全道路管理者の2巡目点検の点検実施状況は橋梁99.8%、トンネル99%、道路附属物98.7%。
○九州全道路管理者の令和5年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の割合は、橋梁：6%、トンネル：22%、道路附属物：10%。

2巡目点検の点検実施状況（九州版）



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある
※（）は令和4年度末時点管理施設のうち点検の対象となる施設数
（撤去された施設や上記分野の点検の対象外と判明した施設等を除く。）

2巡目点検の点検結果（九州版）



※（）は2巡目に点検を実施した施設数
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況≪全国≫

国土交通省

○全国の橋梁において、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理：100%、地方公共団体管理：89%（うち市町村管理：86%）修繕が完了した割合は、国土交通省管理：94%、地方公共団体管理：79%（うち市町村管理：76%）

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数
国土交通省	3,314	3,314 (100%)	3,102 (94%)	0 (0%)
高速道路会社	2,532	2,532 (100%)	2,303 (91%)	0 (0%)
地方公共団体計	59,632	53,204 (89%)	47,087 (79%)	6,428 (11%)
都道府県政令市等	19,562	18,764 (96%)	16,826 (86%)	798 (4%)
市区町村	40,070	34,440 (86%)	30,261 (76%)	5,630 (14%)
合計	65,478	59,050 (90%)	52,492 (80%)	6,428 (10%)

※ 2014～18年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ，Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（2025年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

1巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況≪九州≫

国土交通省

○九州の橋梁において、1巡目（2014～2018年度）に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理：100%、地方公共団体管理：99%（うち市町村管理：98%）修繕が完了した割合は、国土交通省管理：99%、地方公共団体管理：86%（うち市町村管理：84%）

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数
国土交通省	302	302 (100%)	300 (99%)	0 (0%)
高速道路会社	282	282 (100%)	279 (99%)	0 (0%)
地方公共団体計	6,874	6,777 (99%)	5,925 (86%)	97 (1%)
都道府県政令市等	1,972	1,971 (100%)	1,829 (93%)	1 (0%)
市区町村	4,902	4,806 (98%)	4,096 (84%)	96 (2%)
合計	7,458	7,361 (99%)	6,504 (87%)	97 (1%)

※ 2014～18年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ，Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（2025年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況≪全国≫

国土交通省

○全国の橋梁において、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理：91%、地方公共団体管理：69%（うち市町村管理：63%）修繕が完了した割合は、国土交通省管理：52%、地方公共団体管理：45%（うち市町村管理：43%）

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数
国土交通省	3,684	3,370 (91%)	1,915 (52%)	314 (9%)
高速道路会社	2,725	2,157 (79%)	1,408 (52%)	568 (21%)
地方公共団体計	48,494	33,541 (69%)	21,833 (45%)	14,953 (31%)
都道府県政令市等	16,907	13,653 (81%)	8,291 (49%)	3,254 (19%)
市区町村	31,587	19,888 (63%)	13,542 (43%)	11,699 (37%)
合計	54,903	39,068 (71%)	25,156 (46%)	15,835 (29%)

※ 2019～23年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ，Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（2025年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況≪九州≫

国土交通省

○九州の橋梁において、2巡目（2019～2023年度）に点検を実施し、次回点検までに措置を講ずべき施設（判定区分Ⅲ・Ⅳ）における修繕に着手した割合は、国土交通省管理：97%、地方公共団体管理：81%（うち市町村管理：81%）修繕が完了した割合は、国土交通省管理：73%、地方公共団体管理：51%（うち市町村管理：53%）

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	うち完了(C)	未着手施設数
国土交通省	475	460 (97%)	346 (73%)	15 (3%)
高速道路会社	169	119 (70%)	87 (51%)	50 (30%)
地方公共団体計	5,539	4,507 (81%)	2,806 (51%)	1,032 (19%)
都道府県政令市等	1,864	1,535 (82%)	856 (46%)	329 (18%)
市区町村	3,675	2,972 (81%)	1,950 (53%)	703 (19%)
合計	6,183	5,086 (82%)	3,239 (52%)	1,097 (18%)

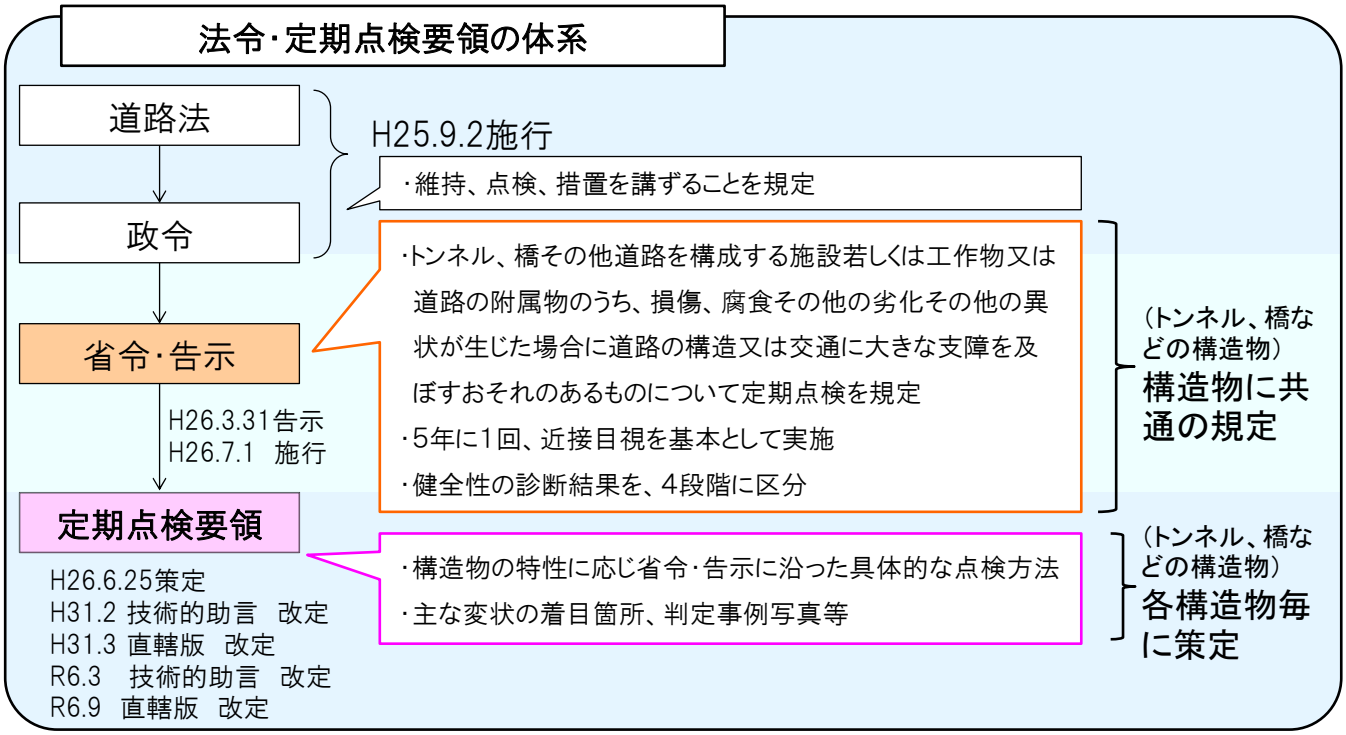
※ 2019～23年度に点検診断済み施設のうち、判定区分Ⅲ，Ⅳ診断された施設で、修繕（設計含む）に着手（又は工事が完了）した割合（2025年度末時点）

出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

4. 新技術を活用した定期点検

法定点検に係る基準の体系

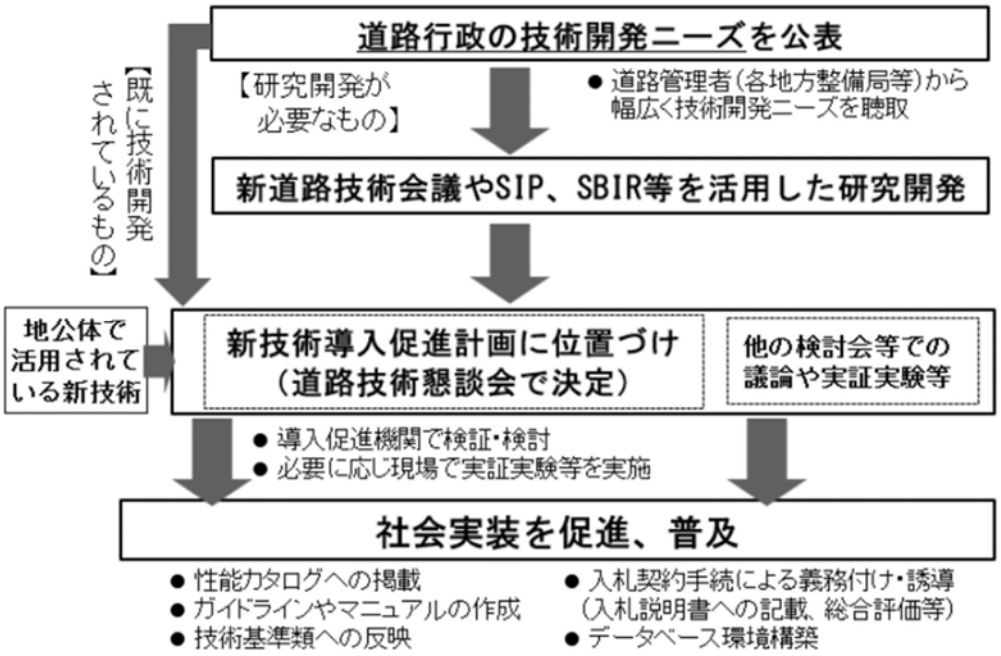
①省令・告示で、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全性の診断結果を4つに区分。
（トンネル、橋などの構造物に共通）
②市町村における円滑な点検の実施のため、点検方法を具体的に示し、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ。（トンネル、橋などの構造物毎）



道路の技術開発・新技術導入のフロー

国土交通省

〇「道路行政の技術開発ニーズ一覧」は、各地方整備局等の技術開発ニーズを取りまとめたもの（全207件　令和8年3月時点）
〇今後の道路技術の研究開発は、本ニーズに基づき以下のフローで現場実装を目指す
〇各ニーズには、単独ではなく、複数のニーズを組み合わせた技術開発を期待されるものも含む
〇各ニーズの担当の連絡先を明示し、技術開発相談等に応じる



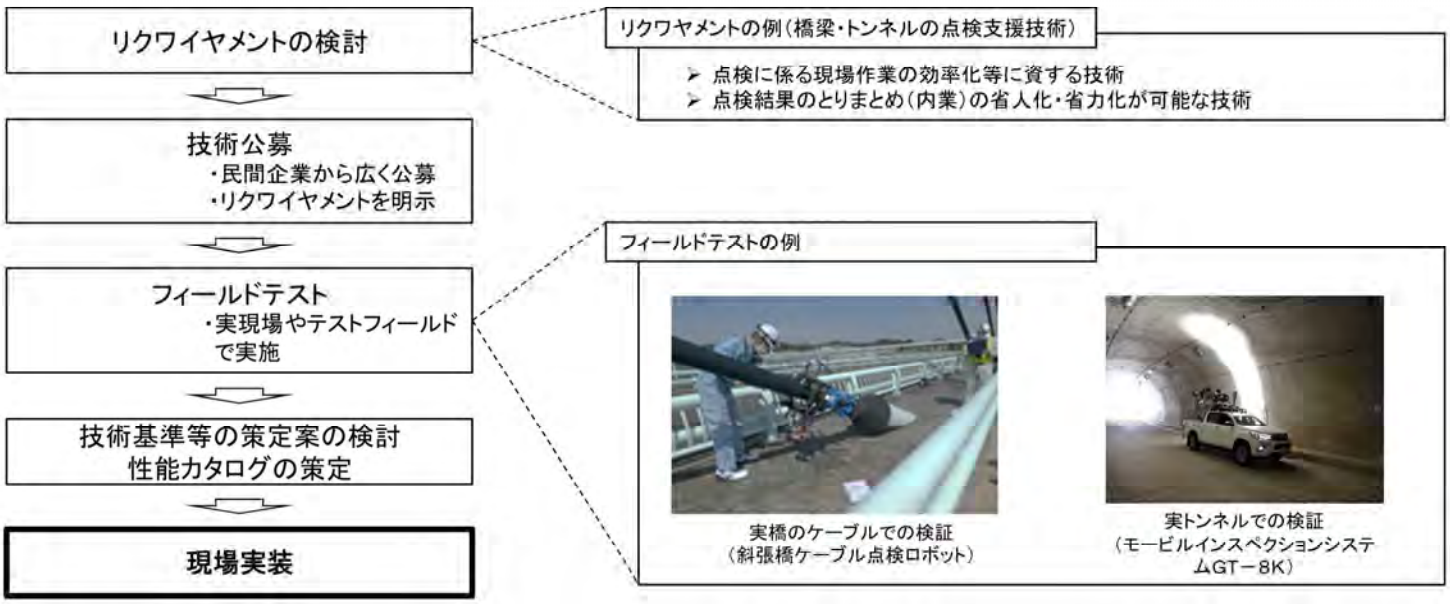
出典：国交省HPより

新技術導入促進計画について

国土交通省

- 国土交通省道路局では、良い技術は活用するという方針のもと、道路行政ニーズや技術のシーズを考慮し、「新技術導入促進計画」を毎年度作成
- 計画に位置付けられたテーマごとに、民間企業からの技術の公募やフィールドテストを行い、導入に必要な基準の改定等を通じて、新技術の現場実装を図る

【新技術導入促進計画の流れ（例）】



定期点検に係る法令及び関係資料の位置づけ

国土交通省

法令上の記載

- トンネル等の点検は、点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により5年に1回の頻度で行うことを基本
- 健全性の診断を行い、結果を分類する（区分Ⅰ～Ⅳ ※告示）
- 措置を講じたときは、その内容を記録・保存する

（道路法施行規則第4条の5の6）

点検要領（技術的助言） [H31.2改正]

分野
- ●道路橋 ●道路トンネル ●シェッド、大型カルバート等 ●横断歩道橋
- ●門型標識等 ○舗装 ○小規模附属物 ○道路土工構造物

●：5年に1回の定期点検を実施することを基本とする分野

本文
1. 適用範囲
2. 定期点検の頻度
3. 定期点検の体制
4. 状態の把握
5. 健全性の診断
6. 記録
7. 措置

（点検支援技術に関する記載）
定期点検を行う者は、（略）近接目視により把握するか、または、自らの近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により把握しなければならない。

付録
- 定期点検の実施に当たっての一般的な注意点
- 一般的な構造と主な着目点
- 判定の手引き
- コンクリート片の落下等第三者被害につながる損傷の事例 ※道路橋のみ

参考資料 R2.6時点

（点検支援技術の活用に関し、参考となる資料）
- モニタリング技術も含めた定期点検の支援技術の使用について（令和2年6月）
- 監視計画の策定とモニタリング技術の活用について（令和2年6月）
- トンネル定期点検における本体工（覆工）の状態把握の留意点（令和2年6月）
- トンネル定期点検における附属物の状態把握の留意点（令和2年6月）
- 特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料（平成31年2月）
- 水中部の状態把握に関する参考資料（平成31年2月）
- 引張材を有する道路橋の損傷例と定期点検に関する参考資料（平成31年2月）

- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路橋定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（道路トンネル定期点検版）（平成31年2月）
- 記録様式作成にあたっての参考資料（シェッド、大型カルバート等定期点検版）（平成31年2月）

点検に関する「新技術利用のガイドライン」

[H31.2策定]

- 定期点検業務の中で使用する技術を受発注者が確認するプロセスを明示
- 技術の性能値の確認に用いる標準項目を明示

技術の選定・確認
調査計画の立案

協議
承諾

受注者 発注者

性能カタログ、技術マニュアル、点検要領の参考資料の活用

点検支援技術性能カタログ 233技術（R5.3時点）

- 標準項目に従い、各技術の性能値を整理・掲載
（今後、拡充予定：主な掲載技術[橋梁/トンネル]）

画像計測
- 橋梁 :61技術
- トンネル :32技術

非破壊検査
- 橋梁 :31技術
- トンネル :21技術

計測・モニタリング
- 橋梁 :53技術
- トンネル :14技術

データ収集・通信
（3技術）

開発者が作成する「技術マニュアル」

- 性能カタログに掲載する技術ごとに、開発者が作成
- 現場で機器等を適切に活用するために必要な情報を整理

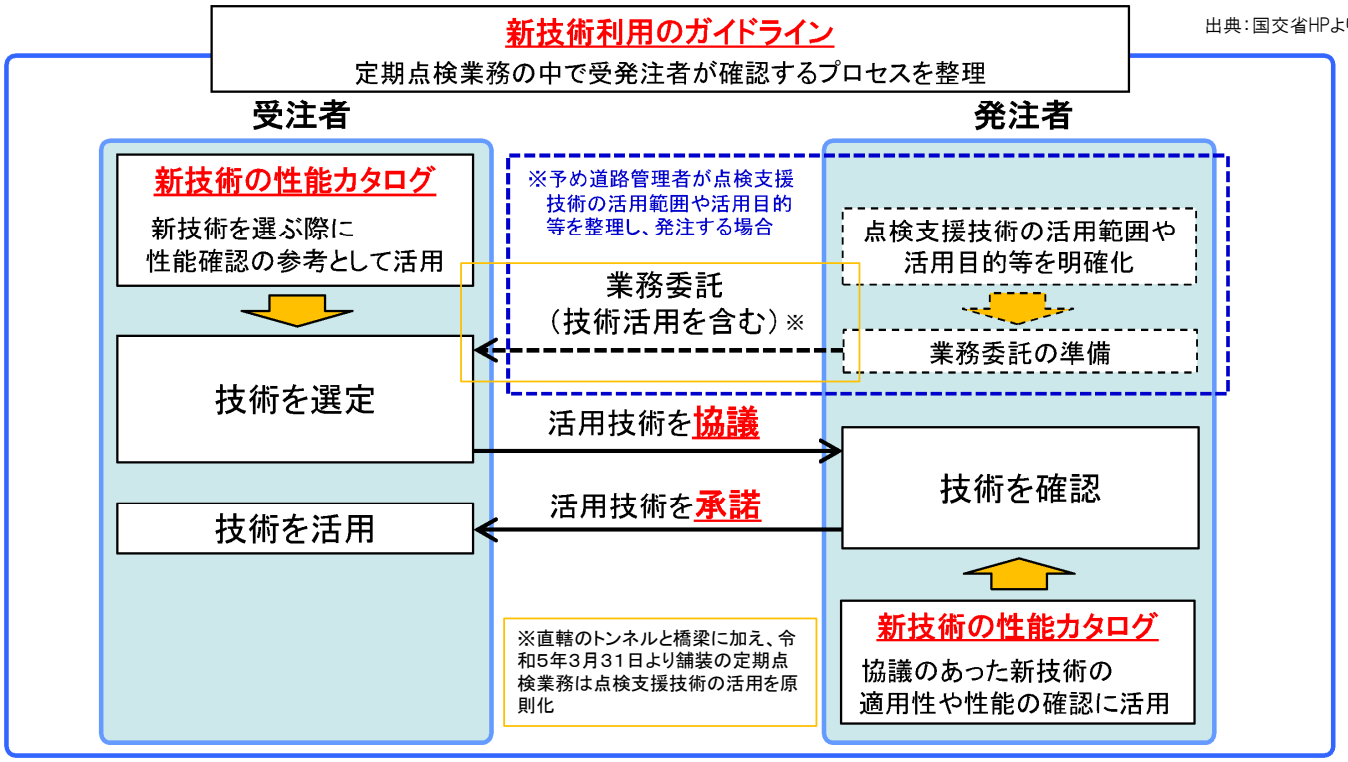


新技術利用のガイドライン・新技術の性能カタログの概要

国土交通省

○ ガイドラインは、定期点検業務の中で受発注者が使用する技術を確認するプロセス等を例示。
○ 性能カタログは、国が定めた技術の性能値を開発者に求め、カタログ形式でとりまとめたもので、受発注者が新技術活用を検討する場合に参考とできる。

出典：国交省HPより



道路分野の点検支援技術性能カタログ

○ 点検支援技術性能カタログは、国が定めた標準項目に対する性能値を開発者に求め、開発者から提出されたものをカタログ形式でとりまとめたもの。
○ 令和4年度より橋梁・トンネル、令和5年度より舗装、令和7年度より道路巡視を含めた直轄国道の点検において特定の項目について点検支援技術の活用を原則化
○ 技術開発の進展等に応じ、点検支援技術性能カタログに掲載した技術は適宜見直しを行っており、令和8年4月時点で計407技術を掲載　※土工においては活用検討を原則化

（出典）国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/road/tech/index.html

主な掲載技術

【橋梁・トンネル】【土工】（H31. 2 ～）（R5. 11 ～）

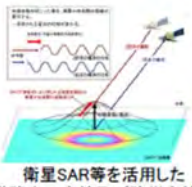
画像計測

・橋梁　：91技術
・トンネル：40技術
・土工　：10技術


ドローンによる損傷把握


レーザースキャンによる変状把握


MMS※1を活用した斜面・のり面点検


衛星SAR等を活用した道路土工点検及び防災点検※2

※1 MMS(モービルマッピングシステム)
※2 国土地理院ウェブサイトより出典

非破壊検査

・橋梁　：48技術
・トンネル：25技術
・土工　：2技術


AEセンサを利用したPCグラウト充填把握


レーダーを利用したトンネル覆工の変状把握

計測・モニタリング

・橋梁　：76技術
・トンネル：22技術
・土工　：1技術


光ファイバーセンサーによる橋梁モニタリング



トンネル内附属物の異常監視センサー

データ収集・通信　・5技術

【舗装】（R4. 9 ～）

ひび割れ率・わだち掘れ量・IRI

・55技術


AIによる自動判定


スマートフォンで取得した画像と加速度による路面性状測定

【道路巡視】（R5. 3 ～）

ポットホール・区画線の摩耗・建築限界の超過・標識隠れ

・32技術



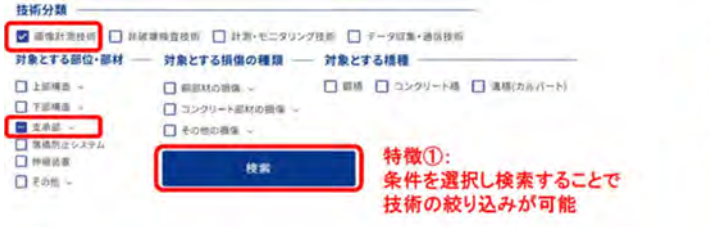
スマートフォンで取得した画像によるポットホール検知


ドライブレコーダーで取得した画像による区画線の摩耗判定

点検支援技術性能カタログの閲覧サイト

○フリーワード検索や橋種、部位・部材（上部構造・・・など）、損傷の種類（腐食,亀裂・・・など）等の条件で類似技術の絞り込みが可能
○各技術の概要の比較やタブ形式にて基本諸元、性能等の把握が可能

ホームページURL：https://inspection-support-catalog.mlit.go.jp/



特徴①：条件を選択し検索することで技術の絞り込みが可能

（類似技術の一覧）　例）橋梁支承部点検にドローンを使用する技術で絞り込み



選択
特徴②：技術概要の確認、大まかな比較が可能

（技術詳細ページ）
特徴③：タブ形式で視覚的に整理





開発者から問合せや相談等を受け付ける窓口

相談窓口	受付内容	問合せ先
道路局 国道・技術課　技術企画室	・点検支援技術の活用に関する事項 ・カタログへの技術掲載、カタログ掲載技術の更新等に関する事項	03-5253-8498 hqt-tenkencatalog@gxb.mlit.go.jp

情報を一元化

北海道開発局 建設部　道路保全対策官	・点検支援技術の活用に関する事項 ・カタログへの技術掲載、カタログ掲載技術の更新等に関する事項	代表：011-709-2311 内線：5358
東北地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：022-225-2171 内線：4121
関東地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：048-601-3151 内線：4121
北陸地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：025-280-8880 内線：4121
中部地方地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：052-953-8166 内線：4121
近畿地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：06-6942-1141 内線：4121
中国地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：082-221-9231 内線：4121
四国地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：087-851-8061 内線：4121
九州地方整備局 道路部　道路保全企画官		代表：092-471-6331 内線：4121
沖縄総合事務局 開発建設部　道路保全企画官		代表：098-866-0031 内線：4414

点検・診断に関する技術者資格

○メンテナンスサイクルを持続的に回すためには、点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者の確保が必要

○国土交通省全体として、点検・診断に必要な知識・技術を明確化し、それを満たす民間技術者資格の登録を行う「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」を、平成26年11月に制定（登録規定の改定あり）

○登録規程に対する民間資格の公募を行い、**令和8年2月までに点検・診断業務の合計411件の民間資格を登録**

■民間資格の登録等の流れ

①国が点検・診断等の業務に求める知識・技術を明確化

↓

②民間資格を公募

↓

③提出された民間資格を評価

↓

④規程を満たす民間資格を登録（追加）

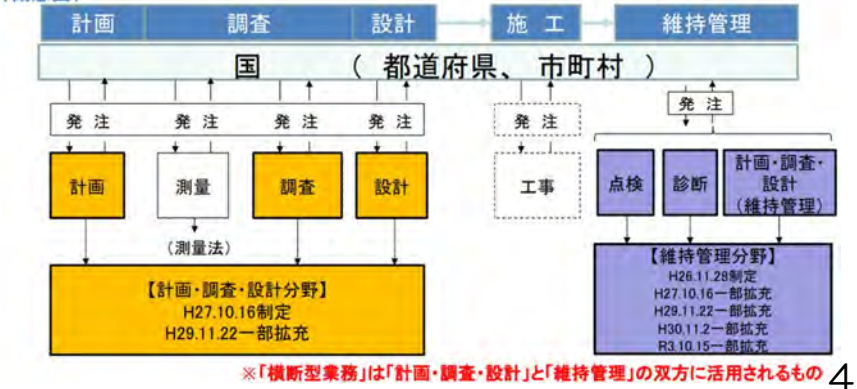
↓

⑤業務発注の際に資格を活用

■民間資格の登録制度が対象とする業務範囲

○施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
H26.11.28　登録規程制定　：点検、診断等の維持管理分野を対象
H27.10.16　登録規程一部改訂：計画・調査・設計分野を追加。維持管理分野を拡充。
H29.11.22　登録規程一部改訂：計画・調査・設計分野・維持管理分野を拡充。
H30.11.2　登録規程一部改訂：維持管理分野を拡充。
R 3.10.15　登録規程一部改訂：維持管理分野を拡充。
R 5.10.4　登録規程一部改訂：横断型業務を追加、計画・調査・設計分野を拡充。

（概念図）



※「横断型業務」は「計画・調査・設計」と「維持管理」の双方に活用されるもの

国土交通省　民間登録資格について

国土交通省

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和８年２月27日
大臣官房技術調査課
大臣官房公共事業調査室

新たに14の民間資格を登録します！

～「令和７年度　公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格」の登録～

国土交通省登録資格として、新たに14の民間資格を登録し、114の民間資格を更新します。

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。
国土交通省では、一定水準の技術力等を有する民間資格を「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度より導入し、これまでに402の資格を登録しています。
今般、新たに14の資格を登録するとともに、令和７年度末に登録期間満了を迎える114の資格について更新し、令和８年４月時点で延べ411*の登録資格となります。
国土交通省登録資格は、点検・診断等の業務において、その資格保有者を総合評価落札方式で加点評価するなど積極的に活用するとともに、地方公共団体等での更なる活用に向けて周知を図ってまいります。

※令和７年度末に登録を失効する５資格を除く資格数

■国土交通省登録資格について
【別添１】国土交通省登録資格の概要
【別添２】国土交通省登録資格一覧
（公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録簿）
【別添３】国土交通省登録資格の活用に向けて（国土交通省登録資格パンフレット）

【問合せ先】
大臣官房技術調査課　富岡、大坪
代表：03-5253-8111（内線22352、22354）。直通：03-5253-8220
大臣官房公共事業調査室　佐藤、田中
代表：03-5253-8111（内線24296、24297）。直通：03-5253-8258

【別添１】

国土交通省登録資格の概要

１．制度導入の背景・目的

社会資本ストックの維持管理・更新を適切に実施するためには、点検・診断の質が重要であり、これらに携わる技術者の能力を評価し、活用することが求められます。
平成26年６月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」においても、公共工事に関する調査及び設計の品質確保の観点から、資格等の評価のあり方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが規定されているところです。
そこで、民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格について、国や地方公共団体の業務に活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度を平成26年度に導入しました。
これまでに11回の公募を行い、全402資格を登録していますが、今回新たに14資格を追加登録するとともに114資格の更新を行うものです。
国土交通省では、国土交通省登録資格の保有者について、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を通じて活用を進めています。

２．これまでの経緯等

○平成26年６月　・公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）改正
○平成26年８月　・社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会より提言
「社会資本メンテナンスの確立に向けた緊急提言：民間資格の登録制度の創設について」
○平成26年11月　・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」（以下、「登録規定」）の告示
・技術者資格制度小委員会（委員長：日本大学 木下誠也教授）設置
計画・調査・設計分野の資格制度の検討に着手
○平成27年１月　・登録資格の公表（第１回）50資格を登録
○平成28年２月　・登録資格の公表（第２回）111資格を追加登録（計161資格）
○平成29年２月　・登録資格の公表（第３回）50資格を追加登録（計211資格）
○平成30年２月　・登録資格の公表（第４回）40資格を追加登録（計251資格）
○平成31年１月　・登録資格の公表（第５回）37資格を追加登録（計288資格）
○令和２年２月　・登録資格の公表（第６回）32資格を追加登録、
平成27年１月登録の50資格について更新登録（計320資格）
○令和３年２月　・登録資格の公表（第７回）８資格を追加登録、
平成28年２月登録の111資格について更新登録（計328資格）
○令和４年２月　・登録資格の公表（第８回）25資格を追加登録、
平成29年３月登録の50資格について更新登録（計353資格）
○令和５年２月　・登録資格の公表（第９回）13資格を追加登録、
平成30年２月登録の40資格について更新登録（計366資格）
○令和６年２月　・登録資格の公表（第10回）23資格を追加登録、
平成31年１月登録の37資格について更新登録（計389資格）
○令和７年２月　・登録資格の公表（第11回）13資格を追加登録、
令和２年２月登録の82資格について更新登録（計402資格）
今　回
○令和８年２月　・登録資格の公表（第12回）14資格を追加登録、
令和３年２月登録の114資格について更新登録（計411*資格）
※令和７年度末に登録を失効する５資格を除く資格数

点検実施者の保有資格や研修受講歴

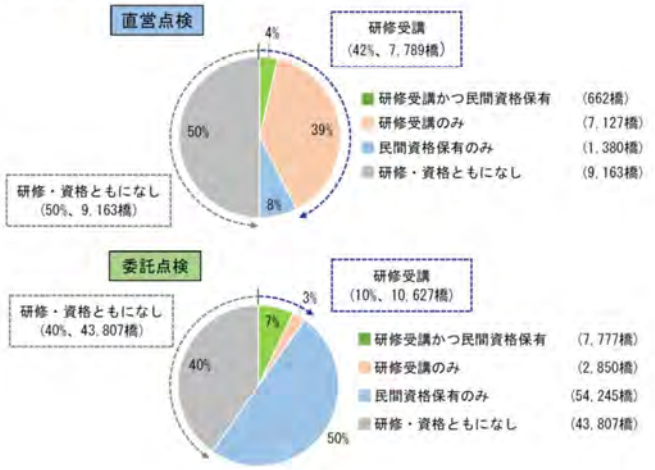
国土交通省

○ 2020 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2020年度に点検を実施した施設のうち、報告があった127,011橋を対象に橋梁数ベースで算出。

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



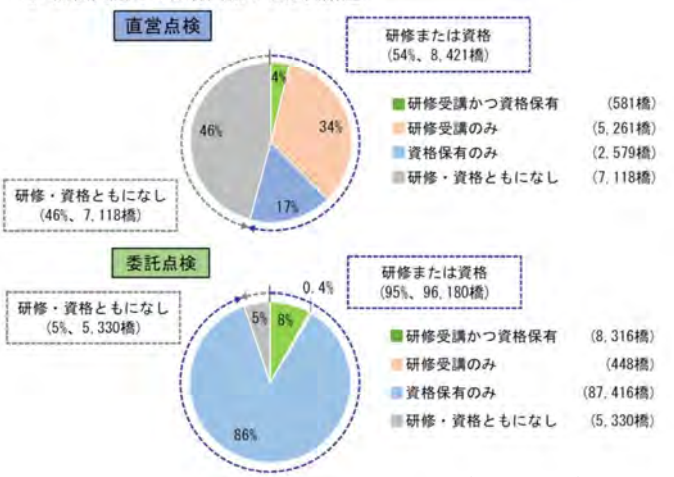
出典：道路メンテナンス年報（2021年8月）より作成

○ 2025 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2025年度に点検を実施した施設のうち、報告があった117,049橋を対象に橋梁数ベースで算出。

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



出典：道路メンテナンス年報（2026年8月）より作成

点検技術者が備えるべき知識や技術を明確にし、適切な措置に必要な診断を確実に実施できる体制を整備

直轄管理橋梁での点検資格等の所得義務化

国土交通省

○ 直轄管理施設の点検・診断業務においても、担当技術者に資格等の取得を求めないケースがある
○ 令和5年度以降、直轄管理橋梁の点検・診断業務については、担当技術者にも一定の資格等の要件を定め、全ての橋梁において、資格の取得又は講習を受講した者が点検・診断を行う事とする
○ 直轄管理橋梁での義務化を通じ、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁でも有資格者により点検されるよう、環境整備を図る

発注者（国道事務所等）

点検業務を委託

受注者（建設コンサルタント）

管理技術者
（点検業務の統括を行う者）

担当技術者
（点検業務の従事者）

管理技術者には下記の資格を要件としている

【管理技術者資格の例】
技術士（建設部門）
博士号
土木学会認定技術者　　等

担当技術者の資格は総合評価で加点評価

令和5年度から、以下の資格等を担当技術者の要件とする

【担当技術者資格】
管理技術者に要求される資格
国土交通省登録資格
道路橋メンテナンス技術講習




管理技術者・担当技術者が点検・診断を実施

資格等を有する点検技術者の裾野の拡大
自治体管理橋梁にも普及・拡大

点検受注者の知識や技能の確認について（情報提供）

国土交通省

「トンネル等の定期点検に当たっての留意事項」抜粋
（H31.3.29付け事務連絡　国道技術課課長補佐から各地整道管課長、地道課長あて）

4. 受注者の知識や技能の確認については、「橋梁初級Ⅰ研修」と同等である「道路橋メンテナンス技術講習」講習会合格者及び「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定」に基づく「国土交通省登録技術資格」を参考とすることができる。

具体的な仕様書記載例

【直轄の例】
橋梁診断業務の標準特記仕様書（案）　抜粋

2. 担当技術者
1）本業務に従事する「担当技術者」は、次の何れかの資格等を満たさなければならない。なお、担当技術者は、次項3. で示す「橋梁診断員」を兼ねることができる。
①.技術士(総合技術監理部門－建設、又は、建設部門)
②.博士（工学）（専門分野：橋梁に関する研究）
③.国土交通省登録技術者資格（※1）（施設分野：橋梁（鋼橋）－業務：診断）、又は、（施設分野：橋梁（コンクリート橋）－業務：診断）
※1：「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。
URL：ttp://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

【地方自治体の事例】
地方自治体における橋梁点検業務の特記仕様書から抜粋

（1）橋梁点検員
橋梁点検員は、点検作業班を総括し、安全管理に留意して、各作業員の行動を把握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検調査を実施する。橋梁点検員は損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有するものとする。
（略）
オ 「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」に基づき技術者資格登録された資格のうち、橋梁（鋼橋）の点検業務及び橋梁（コンクリート橋）の点検業務を対象とした資格を有するものであること。

5. 予防保全型メンテナンスへ

法定点検開始前の道路インフラを取り巻く現状

【道路インフラを取り巻く現状（H26以前）】

（1）道路インフラの現状

○全橋梁約73万橋のうち約48万橋が市町村道
○一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
○地方公共団体管理橋梁では、近年通行規制等が増加

（2）老朽化対策の課題

○直轄維持修繕予算は本来ならば増額すべきだが、H28年度にH16年度の水準に戻ったところ
○町の約2割、村の約6割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
○地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

（3）現状の総括（2つの根本的課題）

最低限のルール・基準が確立していない ⟷ メンテナンスサイクルを回す仕組みがない

予防保全を前提としたメンテナンス

国土交通省

点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次の点検）のメンテナンスサイクルを通して、最適な時期に修繕を実施する予防的な保全を進め、道路構造物の適切な維持管理を実施



近接目視による損傷、劣化、その他の異状の捕捉あるいは把握

区分	
Ⅰ	健全
Ⅱ	予防保全段階
Ⅲ	早期措置段階
Ⅳ	緊急措置段階



点検結果に基づき損傷原因、橋の機能、耐荷性能に関する所見をまとめ、健全度の判定区分を行い、補修等の計画を策定



各種点検結果や補修等の履歴を記録保存



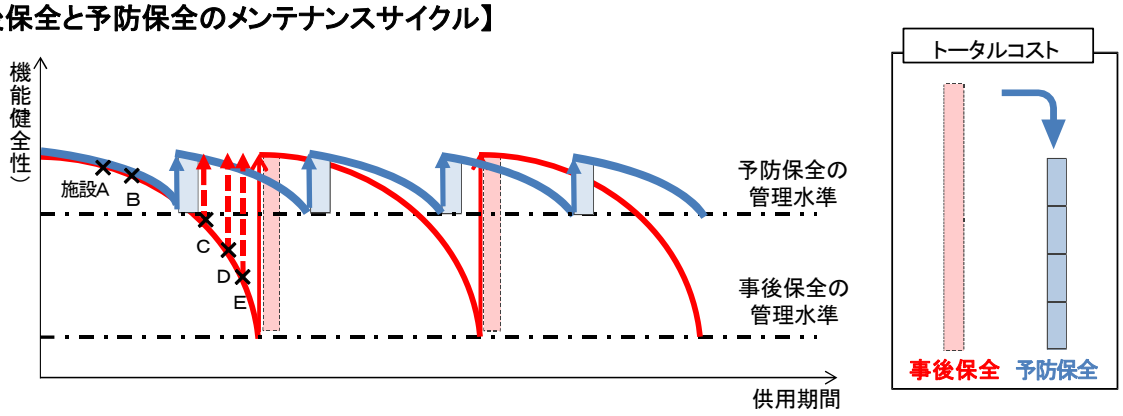
・補修
・経過観察
・通行規制
　など

補修等の計画に基づき効率的に補修等を行う

国土交通省

○施設の点検が進捗し、今後、「予防保全」の考え方に基づくメンテナンスサイクルを構築するためには、「予防保全」の考え方で対応できる水準以下に老朽化している施設への措置を早期に実施する必要がある。
○予防保全により将来の維持管理費用を縮減。

【事後保全と予防保全のメンテナンスサイクル】



予防保全：施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じること。
事後保全：施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じること。

予防保全への取り組み

国土交通省

『予防保全』型管理の基本方針

健全な橋梁も、管理を怠ると劣化を見逃し損傷が早く進行します。
このため、日常管理を十分に行うことにより、劣化の進行、損傷の発生を抑制します。
また、点検～診断～補修をデータベース化（カルテ登録）することで、継続的な管理を行います。

日常管理の事例 ： 橋桁の水洗い



日常管理で桁に付着した凍結防止剤散布による塩分等を水洗いすることにより、桁の劣化を防止します。
これは、虫歯を予防する食後の歯磨きと似ています。



清掃前



高圧洗浄機による清掃



日常管理で排水装置や伸縮装置の清掃を行うことにより、目詰まりによる滞水を防ぎ、凍結膨張によるコンクリートのひび割れの発生等を防止します。これは、虫歯予防の定期的な歯石除去に似ています。



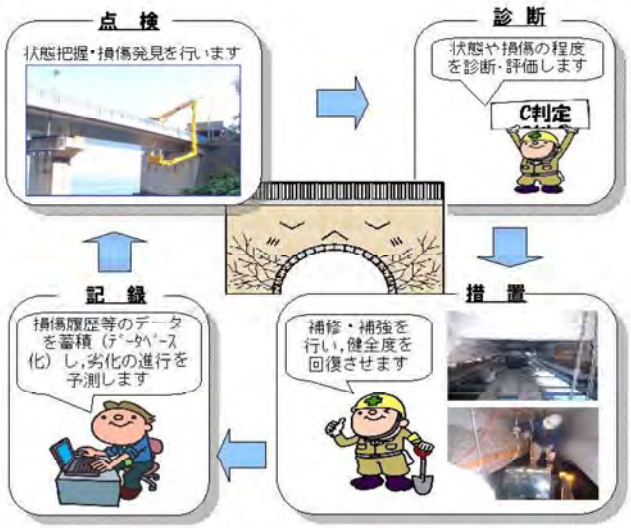
清掃前



高圧洗浄機による清掃

橋梁管理のメンテナンスサイクル

定期点検の結果をもとに橋梁の健全度を診断し、補修等を実施します。
点検～診断～補修など一連の管理状況をデータベース化します。



道路管理の新技術・好事例集

国土交通省

○公益社団法人 日本道路協会のホームページに「道路管理の新技術・好事例集」を公開。
○国や地方公共団体におけるICT・AI等の新技術の活用や民間団体との連携に関する取組を紹介。
○各地域で新たな取組みが試行・導入され、道路維持管理の課題解決や高度化・効率化につながることに期待。





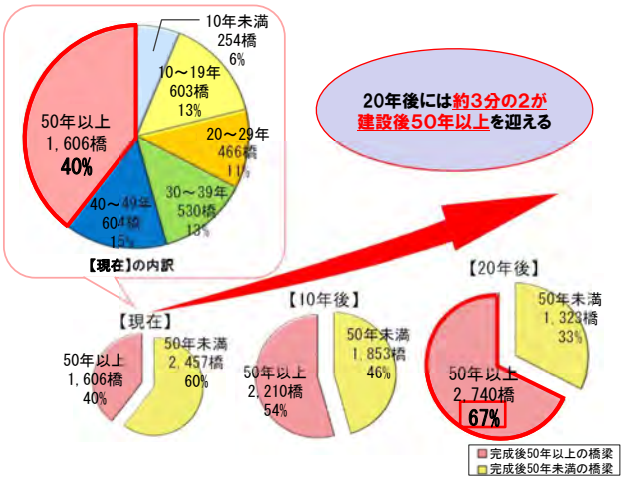
この事例集は、日本道路協会・道路維持修繕委員会が令和2年から、
地方公共団体、民間会社及び国土交通省・地方整備局における取り組み
を収集し、その中から好事例を選定し取りまとめたものです。

6. 九州道路メンテナンスセンターの紹介

■ 九州の道路構造物を健全に維持するために

老朽化する道路インフラ

高度経済成長期に集中的に建設された**道路構造物の老朽化**が急速に進んでいます。



【経過年数別の橋梁割合と建設後50年以上の橋梁数】

出典：九州地方整備局　橋梁個別施設計画（令和7年1月）［国土交通省　九州地方整備局］

重要な道路メンテナンスサイクル

効果的かつ効率的な道路メンテナンスサイクルの確立が必要です。



定期的に点検し、損傷状況を把握

定期点検結果に基づき、知識と技能を有するものが損傷状況や要因について所見をまとめ、健全性を診断

各種点検結果や修繕等の履歴を記録保存

計画に基づき効率的に補修・修繕

地方公共団体でも技術者不足・技術力不足が深刻化

令和4年4月 九州道路メンテナンスセンターを設置

九州各県の道路管理者が抱える課題を解決するために「かかりつけ医」のような役割を期待され設置されました。
安心・安全な道路インフラを次世代へ引き継ぐために技術支援を行っています。

■ 九州の道路構造物を健全に維持するために

国土交通省

九州道路メンテナンスセンターの主な業務

九州管内の道路構造物（国管理）のマネジメント

- 橋梁診断
- 橋梁対策区分判定会議への参画
- 九州管内の道路構造物（国管理）の事業執行管理
- 技術相談対応及び支援
- 点検技術支援
- 各種データ分析

九州地方整備局が管理する道路構造物

橋梁数：4,655橋　トンネル数：180箇所　道路附属物数：887箇所
（大型カルバート、シェッド、横断歩道橋、門型標識等）



出典：九州地方整備局
個別施設計画（橋梁・トンネル・道路附属物）（令和7年1月）［国土交通省　九州地方整備局］

基準策定や研究、データ分析

- 技術図書の策定への参画
- 基準類の運用に関する課題調査
- メンテナンスサイクルの改善策の検討
- 地方公共団体への支援策の検討



道路橋石橋の現地調査



道路橋石橋の現地計測



道路橋石橋の現地計測

地方公共団体等が抱える課題に対して技術支援

- 研修・講習会の開催（橋梁・トンネル）
- 道路メンテナンス会議への参画
- 技術相談・災害支援（橋梁・トンネル等）
- 「出張！なんでも相談会」の開催
- 直轄診断の実施・修繕代行事業の技術的支援



橋梁点検研修(地方公共団体管理橋梁)



道路メンテナンス会議



災害支援（地方公共団体管理橋梁）



出張！なんでも相談会



直轄診断：樋島大橋（熊本県 上天草市）



デジタル計測による解析



道路橋石橋維持管理検討委員会

■ 地方公共団体等への技術支援

国土交通省

研修講師

道路構造物管理実務者研修（橋梁初級Ⅰ）

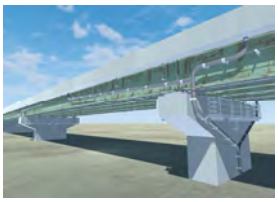
道路橋等の定期点検に最低限必要な知識と技能を習得できます。



現地実習



橋梁実モデル



橋梁メンテナンスVRモデル

【本研修（橋梁初級Ⅰ）を修了し、達成度試験に合格した際のメリット】
「道路橋点検士補」検定試験の受験要件の２つのうちの１つである
「道路橋点検士技術研修講習会」受講が免除されます。
※もう１つの受験要件である「実務経験又は資格」は必要

道路構造物管理実務者研修（橋梁初級Ⅱ）

道路橋に関する点検の知識、並びに補修・補強の工法選定の判断に必要な基本的知識を習得できます。



班別討議

道路構造物管理実務者研修（トンネル初級）

道路トンネルに関する点検・診断の知識、並びに補修・補強の基礎的知識を習得できます。



道路トンネル点検VRモデル

道路メンテナンス技術講習会

地方公共団体からの要請に応じて各地で講習会開催

道路橋定期点検要領等に関する講習会を通じて技術力向上の支援をしています。



道路橋定期点検要領改定に伴う現地講習会



道路橋定期点検要領改定に伴う講習会

■ 地方公共団体等への技術支援

国土交通省

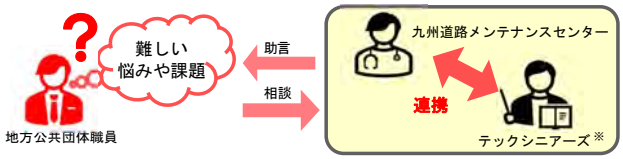
道路メンテナンス会議（技術検討部会）

県市町村が抱える課題にアドバイス（症例検討会）



症例検討会

難易度が高い相談には個別相談会も開催



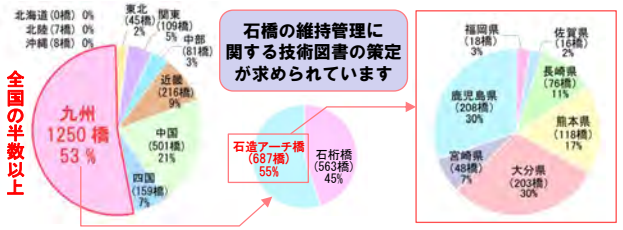


個別相談会

※テックシニアーズ：現役を引退した学産官の土木技術集団

基準類の策定・研究支援

地方公共団体のニーズに応え、道路橋石橋の技術図書を策定



出典：九州地方整備局調べ（令和２年度末時点）（公益自主事業 九州技報 第70号 2022.03）



石造アーチ橋：久保橋（臼杵市）



石桁橋：中の橋（佐賀市）



策定に向けた石橋調査



道路橋石橋の定期点検に関する
参考資料［石造アーチ橋］



道路橋石橋の損傷事例集
［石造アーチ橋・石桁橋］

■ 地方公共団体等への技術支援

国土交通省

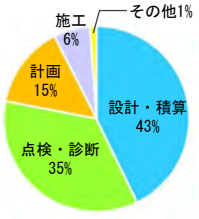
技術相談

道路管理者の悩みをワンストップで解決へ

これまでの相談実績は？



どのような悩み？



技術相談をするには？

1.メール（緊急時は電話）で相談受付

必要事項
■自治体名、所属部署、名前、住所、電話番号
■メールアドレス、問い合わせ内容

2.相談内容の確認・打ち合わせ

※必要に応じて現地調査・
打ち合わせ実施いたします

3.技術的助言・情報提供

対象：地方公共団体などの道路管理者

災害支援

災害発生後、速やかにTEC-FORCEとして被災地へ派遣され、被災状況等の調査を実施



令和6年7月　大分県 日田市



令和6年7月 鹿児島県 さつま町

出張！なんでも相談会

九州の県市町村どこでも出張して相談会を開催
技術相談に係る地方公共団体の費用負担は不要



令和5年3月　佐賀県 鹿島市



令和5年11月　福岡県 北九州市



令和7年8月　長崎県 佐世保市



令和6年11月　長崎県 長崎市



令和6年2月　鹿児島県 南さつま市

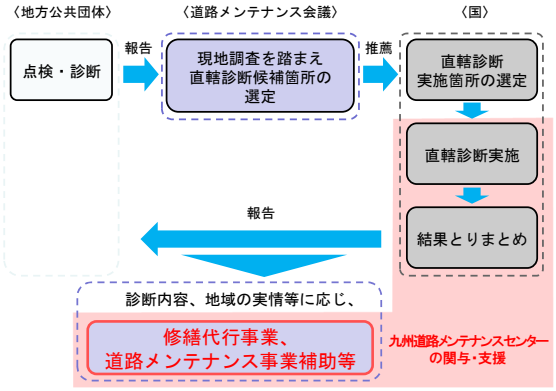
■ 地方公共団体等への技術支援

国土交通省

直轄診断・修繕代行

「道路メンテナンス技術集団」の一員として技術支援

【全体の流れ】



出典：国土交通省 社会資本の老朽化対策情報ポータルサイトを基に作成

地方公共団体からの要請により緊急的な対応が必要かつ高度な技術力を要する施設について、地方整備局、国土技術政策総合研究所、土木研究所の職員等で構成する「道路メンテナンス技術集団」による直轄診断を実施しています。

診断の結果、診断内容や地域の実情に応じ、修繕代行事業、道路メンテナンス事業補助等を実施しています。

九州では3件の直轄診断を実施

【直轄診断実施箇所とその後の対応】

実施年度	直轄診断実施箇所	措置
H26年度	三島大橋（福島県三島町）	修繕代行事業
	大渡ダム大橋（高知県仁淀川町）	修繕代行事業
	大前橋（群馬県嬬恋村）	大規模修繕・更新補助事業
H27年度	沼尾シェッド（福島県南会津郡下郷町）	修繕代行事業
	猿飼橋（奈良県吉野郡十津川村）	修繕代行事業
	呼子大橋（佐賀県唐津市呼子町）	**修繕代行事業**
H28年度	万石橋（秋田県湯沢市）	修繕代行事業
	御鉾橋（群馬県神流町）	修繕代行事業
H29年度	音沢橋（富山県黒部市）	修繕代行事業
	乙姫大橋（岐阜県中津川市）	修繕代行事業
H30年度	仁方隧道（広島県呉市）	修繕代行事業
	天大橋（鹿児島県薩摩川内市）	**修繕代行事業**
R1年度	秩父橋（埼玉県秩父市）	修繕代行事業
	古川橋（静岡県吉田町）	修繕代行事業
R2年度	白老橋（北海道白老町）	修繕代行事業
R2～3年度	舞鶴橋（奈良県奈良市）	修繕代行事業
R4年度	伊達崎橋（福島県伊達郡桑折町）	修繕代行事業
R6年度	**樋島大橋（熊本県上天草市）**	**修繕代行事業**

出典：国土交通省社会資本の老朽化対策情報ポータルサイトを基に加工

①呼子大橋（佐賀県 唐津市）



制振ワイヤーの損傷等



②天大橋（鹿児島県 薩摩川内市）



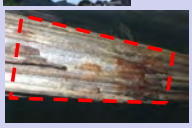
橋のつなぎ目の沈下等



③樋島大橋（熊本県 上天草市）



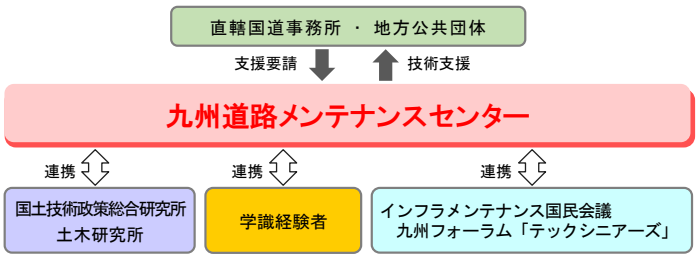
主ケーブルの腐食・破断等



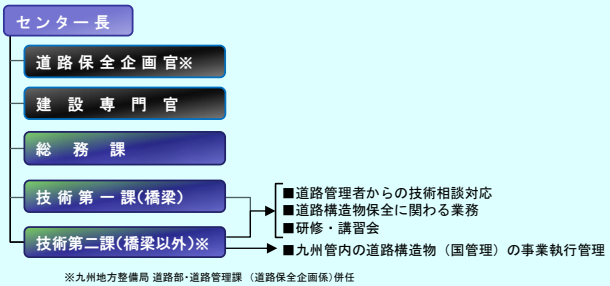
■ 支援体制

国土交通省

難易度の高い相談にも対応可能



組　織　図



※九州地方整備局 道路部・道路管理課（道路保全企画係）併任

ア　ク　セ　ス



住　所　国土交通省九州地方整備局　九州道路メンテナンスセンター
〒812-0013 福岡県 福岡市 博多区 博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎 本館8階

T　E　L　092-409-1508（代表）
E　メ　ー　ル　qsr-kyushudoro@ki.mlit.go.jp
F　A　X　092-482-5727
HPアドレス　https://www.qsr.mlit.go.jp/rd_mainte/
九州道路MC　検索

技術相談HPはこちらから ➡

（R8.10）